郡亘理町、同郡山元町、宮城郡松島町、同郡七ヶ浜町、同郡利府町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町、いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村、相馬郡新地町及び同郡飯舘村の「小学校費」のうち児童数を測定単位とするもの、「中学校費」のうち生徒数を測定単位とするもの、「高等学校費」のうち生徒数を測定単位とするもの及び「その他の教育費」のうち幼稚園及び幼保連携型認定こども園の小学校就学前子どもの数を測定単位とするものに係る普通態容補正係数の算定については、それぞれ第十条第十五項の規定により定める率に次の算式によって算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、負数となるときは零とする。以下「特例率」という。）を加算した率とする。

算式

$$\text{特例率} = \frac{(B \times D - A) \times C}{A \times E}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　次の表に掲げる経費の種類ごとにそれぞれ同表の算式の符号Bの数値の欄に定める数値

経費の種類	算式の符号Bの数値
［略］	［略］
［略］	［略］
［略］	［略］
その他の教育費	学校基本調査規則によって調査した平成22年5月1日現在における当該市町村立の幼稚園に在学する幼児数

C　特例率を加算する前の普通態容補正係数

D　当該市町村の平成30年1月1日現在の住民基本台帳登載人口を、当該市町村の平成22年9月30日現在の住民基本台帳登載人口及び国勢調査令によって調査した平成22年10月1日現在の外国人の人口の合計数で除して得た率（小数点以下5位未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入し、次の表に掲げる経費の種類ごとにそれぞれ同表に定める率を超えるときは、同表に定める率とする。）

経費の種類	率
小学校費	0.93539
中学校費	0.97499
高等学校費	0.94903
その他の教育費	0.84640

E　1（その他の教育費にあつては、経常態容補正係数）

郡亘理町、同郡山元町、宮城郡松島町、同郡七ヶ浜町、同郡利府町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町、いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村、相馬郡新地町及び同郡飯舘村（以下「小学校費等特例対象団体」という。）の「小学校費」のうち児童数を測定単位とするもの、「中学校費」のうち生徒数を測定単位とするもの、「高等学校費」のうち生徒数を測定単位とするもの及び「その他の教育費」のうち幼稚園及び幼保連携型認定こども園の小学校就学前子どもの数を測定単位とするものに係る普通態容補正係数の算定については、それぞれ第十条第十五項の規定により定める率に次の算式によって算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、双葉郡浪江町以外の小学校費等特例対象団体については負数となるときは零とする。以下「特例率」という。）を加算した率とし、第十条第十三項中「当該合算した率が1・〇〇〇に満たないときは1・〇〇〇」とあるのは、「当該合算した率が1・〇〇〇に満たない市町村（双葉郡浪江町を除く。）にあつては1・〇〇〇」とする。

算式

$$\text{特例率} = \frac{(B \times D - A) \times C}{A \times E}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　次の表に掲げる経費の種類ごとにそれぞれ同表の算式の符号Bの数値の欄に定める数値

経費の種類	算式の符号Bの数値
［同左］	［同左］
［同左］	［同左］
［同左］	［同左］
その他の教育費	学校基本調査規則によって調査した平成22年5月1日現在における当該市町村立の幼稚園に在学する幼児数及び幼保連携型認定こども園の小学校就学前子どもの数

C　特例率を加算する前の普通態容補正係数

D　当該市町村の平成29年1月1日現在の住民基本台帳登載人口を、当該市町村の平成22年9月30日現在の住民基本台帳登載人口及び国勢調査令によって調査した平成22年10月1日現在の外国人の人口の合計数で除して得た率（小数点以下五位未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入し、次の表に掲げる経費の種類ごとにそれぞれ同表に定める率を超えるときは、同表に定める率とする。）

経費の種類	率
小学校費	0.93539
中学校費	0.97499
高等学校費	0.94903
その他の教育費	0.84640

E　1（その他の教育費にあつては、経常態容補正係数）